

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		門司区役所総務企画課		093-331-0001			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和7年度門司区役所庁舎清掃業務委託	西日本ビルメンテナンス協同組合	16,500,000	令和7年3月24日	指名競争入札に付し、再度の入札に付したが落札者がいないため、随意契約へ移行した。	自治法施行令第8号	非公表 (公表することにより、業務の円滑な遂行に支障を及ぼす特別の事情がある場合)	
令和7年度新門司地区複合公共施設（体育館及び図書館を除く）清掃業務委託	北九メンテ協同組合	10,362,000	令和7年3月24日	指名競争入札に付し、再度の入札に付したが落札者がいないため、随意契約へ移行した。	自治法施行令第8号	非公表 (公表することにより、業務の円滑な遂行に支障を及ぼす特別の事情がある場合)	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		門司区役所コミュニティ支援課		093－331－1882			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
門司区各市民センターの管理運営業務及び使用料徴収事務	老松まちづくり連合協議会ほか19団体	132,905,110	令和7年3月27日	市民センターは、地域住民のふれあいと交流の場、生涯学習の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該校区の自治会、社会福祉協議会、小学校PTA、婦人会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適正であると認められるため。	自治法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
令和7年度北九州市矢筈山キャンプ場管理運営業務委託	北九州市立矢筈山キャンプ場運営委員会	3,000,000	令和7年3月13日	当事業は、門司区内の青少年関係団体やスポーツ関係団体が、青少年に矢筈山で自然に親しむ喜びや共同生活を体験する楽しみ、更には創造性を身につけるため、昭和45年に矢筈山キャンプ場運営委員会を設立したもの。その設立経緯を踏まえ、同団体に管理運営業務を委託している。	自治法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		門司区役所まちづくり整備課		093-331-1884			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
門司エリア昇降機保守点検業務委託	東芝エレベータ株式会社九州支店	12,100,000	令和7年3月27日	本業務は、当該施設を常に良好な運転状態に維持し、安全かつ安定的な運行を利用者に提供するための保守点検業務委託である。本施設は、屋外及び準屋外の厳しい環境条件下で使用しており、雨水や砂塵の侵入による突発的な故障が起りやすいため、本施設の構造及び主要な機器構成等を熟知した業者による業務遂行が必要不可欠である。また、万が一故障等が発生した場合、同一メーカーの部品による即時復旧が必要となるが、一部を他社製造メーカーの部品とした場合、システム全体の責任区分が不明確となり、人心事故や故障発生時などの対応も困難となる。このため、本施設の製造メーカーとして、各機器の構造及び機能を熟知している東芝エレベータ株式会社九州支店に委託するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表（特命随意契約で継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		門司区役所 保健福祉課		093-331-1887			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
門司区役所別館日直業務委託	公益社団法人 北九州市シルバー人材センター	2,049,740	令和7年3月28日	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2に定める随意契約を行うことが出来る事項中、3号の「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター」で、「総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約」に該当するため。	自治法施行令第3号	3,247,640	
令和7年度放課後児童クラブ事業委託	大積Y・Y児童クラブほか13クラブ運営委員会	228,341,764	令和7年3月31日	放課後児童クラブの運営は、小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ることをも奥的とし、委託先については「北九州市放課後児童クラブ事業実施要綱」第3条により公益法人その他市長が適当と認める公共団体となっている。従って、本事業については、各校区の地元関係者で放課後児童クラブの運営を目的として設立された運営委員会に対して委託している。	自治法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号